

○ 太田市外三町広域清掃組合職員の
分限に関する手続及び効果に関する
条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 7 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続き及び効果に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の分限に関する手続及び効果に関しては、太田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 1 7 年太田市条例第 4 8 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号）

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。